

## 交通事故などにあつたとき

交通事故などで第三者（他人）から傷害を受けた場合（『第三者行為』と言います）でも、国保の保険証を使うことができます。交通事故などが原因で受診する際は、医療機関に必ずその旨申し出てください。

また、保険証を使って治療を受けるときは、国保に「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



## 必ず国保に届出をしてください

第三者行為によって生じた医療費は、加害者の全額負担が原則ですので、一時的に国保が医療費を立て替え、あとで国保が被害者に代わって加害者に医療費を請求します。

第三者行為によって傷害を受けた場合は、必ず住民課保険年金班（4番窓口）へ届出をしましょう。

このようなものも

第三者行為による事故です

- 他人の飼い犬にかまれた
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の落下物にあたった など

## 届出に必要なもの ●保険証 ●印かん ●事故証明書（人身事故）

【その他の提出書類】～玖珠町HPからもダウンロードできます～  
 ・第三者行為による傷病届 ・事故発生状況報告書 ・念書 ・誓約書

## 次のような場合は、国保での診療は受けられません

仕事中や通勤途中の事故 ⇒ 労災保険の対象となります。

不法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故 ⇒ 給付の制限があります。

### 示談は慎重に

後遺障害の危険もありますから、示談は慎重にしましょう。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず国保窓口にご相談ください。



# 健康ウォーク推進事業

今月の健康ウォーク教室は以下の日程で開催します。いずれの教室も参加費は無料です。あゆむくん（歩数計）を持っていない方も参加できます。

みなさんと一緒にウォーキングを楽しみましょう。

ノルディックは無料の貸出用ポールがあります。



体組成も測れます。



教室	開催日	受付時間	集合場所
松元義人健康運動指導士ウォーキング教室	6月12日（水） ※雨天B & G体育館	午後1時～	玖珠町総合運動公園 陸上競技場管理棟前
ノルディック・ウォーク健康教室	6月14日（金） ※雨天中止	午後1時～	玖珠町総合運動公園 陸上競技場管理棟前

※雨天時の会場変更などについては、前日夜の防災無線でお知らせします。